

# 国税庁提出資料

令和8年4月24日（金）



# 源泉徴収票の提出方法の改正に係る周知依頼協力の結果について

- ◆ 前回(第10回)の連絡会議において当庁より周知予定としてご説明した、令和9年1月以降の給与所得の源泉徴収票の提出方法の改正に係る周知について、3月末に各府省庁宛て周知を依頼。
- ◆ 当庁から各府省庁等に対し、所管する①関係民間団体、②行政独立法人、③地方支部部局、④各府省庁給与担当者等を対象として周知を依頼した結果、各府省庁等の多大なるご協力により、**3,300を超える団体等に周知が実現。**
- ◆ また、令和8年9月以降(秋口以降)に令和8年分の確定申告に向けて、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告やマイナポータル連携の積極的な利用のお願いなどの周知依頼を実施する予定。

## 1 周知内容

### ① 制度改正(源泉徴収票のみなし提出の特例)の概要

令和9年1月以降、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合、源泉徴収票の税務署への提出が不要であることを周知。

### ② eLTAXを利用した給与支払報告書の提出

書面や光ディスクで提出している事業者に対しては、eLTAXによる給与支払報告書の提出を強力に勧奨。

### ③ 給与情報のマイナポータル連携

eLTAXによる給与支払報告書の提出により、給与情報もマイナポータル連携の対象となり、従業員の確定申告が簡単・便利になることから、利便性が向上することを周知。

## 2 周知実績

令和8年4月集計

府省庁名	周知団体数
内閣府	6
復興庁	2
警察庁	105
金融庁	76
総務省	14
法務省	41
外務省	2
文部科学省	1137
厚生労働省	280
農林水産省	299
経済産業省	950
国土交通省	353
環境省	29
防衛省	1
財務省	30
消費者庁	1
こども家庭庁	6
合計	3,332

※周知団体数は「周知済」又は「周知予定」と報告があったものを集計。

# 源泉徴収票の提出方法の改正について(リーフレット)

事業者の皆さまへ

令和9年1月から

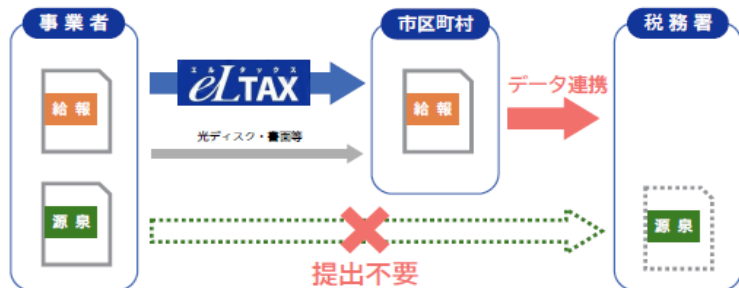
## 源泉徴収票の提出方法が変わります

### 改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、  
源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！



給与支払報告書の提出は eTAX で、業務負担を大幅軽減！



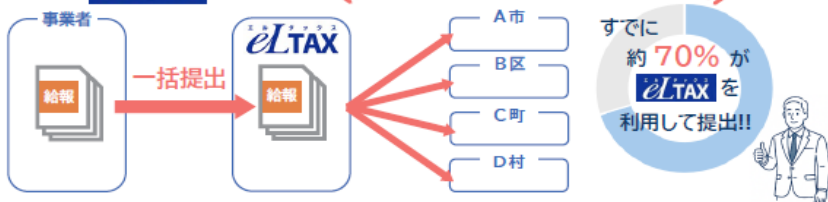
提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です・・・！



どうしたらもっと効率的に提出できますか・・・？



を使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！



国税庁



総務省



LTA 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY

裏面もお読みください

- 給与の支払いがある全ての事業者が対象です。

### 【源泉徴収票の提出方法の改正】

- 現在、給与支払報告書は市区町村へ、源泉徴収票は税務署へそれぞれ提出する必要があります。
- 令和5年度税制改正により、令和9年1月以降、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、源泉徴収票を税務署へ提出する必要がなくなります。
- 本改正により、提出に係る事業者（給与担当者）の事務負担が軽減されるため、改正内容を踏まえた提出となるよう事業者へ改正内容を幅広く周知していきます。

### 【eTAXを利用した給与支払報告書の提出】

- 給与支払報告書については、従業員の住所地等の市区町村にそれぞれ提出する必要がありますが、事業者（給与担当者）の事務負担となっています。
- eTAXを利用して一括提出した場合、提出先の市区町村へ自動的に振り分けられるため、事務負担の軽減が図られます。
- 現在、給与支払報告書の提出の約70%がeTAXを利用して行われているところ、今回の改正を契機に、書面や光ディスクにより提出している事業者に対しては、さらなる事務負担の軽減につながるようeTAXによる給与支払報告書の提出を推奨していきます。

# 源泉徴収票の提出方法の改正について(リーフレット)

## まだまだあります！ eLTAX で提出するメリット！

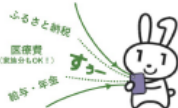
### ✓ 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

### ✓ 従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合、マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため、入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降 eLTAX が便利になります

- ✓ サービス提供時間の拡大 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※
- ✓ GビズIDログイン機能の実装 eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

## Q & A

### Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

A ※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」として、この改正が適用されます。

### Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要がありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

### Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。これまで、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにも問題ありませんか？

A eLTAX で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

## 参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)

## 【eLTAXにより提出するメリット】

- 市区町村から事業主に送付される個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れるため、従業員への配付・郵送コストを削減でき、ペーパーレス化を実現できます。
- 本改正に伴い、令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となり、従業員が確定申告をする際に、給与情報が自動で入力されるため、事業主だけでなく、従業員の利便性も向上します。

## 【Q & A】

- 本改正は、令和9年1月1日以降に提出すべき令和8年分以降の給与支払報告書及び給与所得の源泉徴収票に適用されます。
- 令和9年1月1日以降に「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合、「給与所得の源泉徴収票」の提出が不要となるほか、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」も提出不要です。
- 今回の改正は、市区町村に給与支払報告書を提出する際に、書面や光ディスクで提出した場合でも適用されますが、従業員の方が給与情報のマイナポータル連携をご利用される場合には、給与支払報告書をeLTAXで提出いただく必要があります。